

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

県議会議員選挙結果

○監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。
平成20年2月15日

- 福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 高 野 高 純 夫
 福島県監査委員 高 野 宏 之
- 1 監査実施期間 平成19年10月23日～平成19年11月29日
 - 2 監査対象機関 公所28箇所
 - 3 監査の結果 監査は、平成18会計年度の財務に関する事務について実施した。
- (1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
相双地方振興局	平成19年10月24日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成19年9月18日 平成19年9月19日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう

適正な事務処理に努めること。
指摘事項

・ 産業廃棄物収集運搬業の許可事務の手續に適切でないものがある。

「事実」

平成16年3月5日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑を受けた有限会社甲に対し産業廃棄物収集運搬業の許可について取消処分を行ったにもかかわらず、事業者台帳等への記載を失念していたため、平成18年4月21日に更新手續の通知を行った。

平成18年9月4日に更新申請書が提出され、審査を行ったところ、罰金刑を受けている事実が確認された。申請手数料(73,000円)については、本庁において平成18年12月5日に還付手續がとられた。

「是正・改善等の意見」

産業廃棄物収集運搬業の許可の事務執行に当たっては、事業者に関する情報の共有化を徹底するとともに内部チェック機能を強化すること。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 寒冷地手当(3人33,600円)について過支給になっている。また、超過勤務手当(3人6,993円)について不足支給になっている。
- ・ 地域づくり総合支援事業(サポート事業)補助金の交付を受けた補助事業者が、会計帳簿その他の書類を整備、保存していない。

(2) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
県南保健福祉事務所	平成19年10月25日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成19年9月27日 平成19年9月28日
相双保健福祉事務所	平成19年10月23日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成19年9月25日 平成19年9月26日
衛生研究所	平成19年11月12日	小松山善継 音高 純夫	書面監査	平成19年9月21日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 通勤用新幹線定期券等の記載内容の確認と定期券等の写しの保存がされていない。(県南保健福祉事務所)

- ・前送資金（甲町生活保護費平成18年度7月分及び8月分）の返納額を「戻入」せず「雑入」として調定収入している。（相双保健福祉事務所）
 - ・超過勤務手当（1人18,522円）が不足支給となっている。（相双保健福祉事務所）
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
計量検定所	平成19年11月20日	小松山善継	高野 宏之	実地監査 平成19年10月2日
会津高等技術専門学校	平成19年11月29日	加藤 雅美	音高 純夫	実地監査 平成19年10月11日
ハイテクプラザ	平成19年11月21日	小松山善継	高野 宏之	実地監査 平成19年10月4日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

- 指導事項
- ・パソコン、プリンターの物品不用決定の手続がなされていない。（会津高等技術専門学校）
 - ・酒粕について生産物製作品出納簿への記載漏れがある。（ハイテクプラザ）

(4) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
相双農林事務所	平成19年10月24日	小松山善継	高野 宏之	実地監査 平成19年9月27日 平成19年9月28日
農業総合センター	平成19年11月21日	小松山善継	高野 宏之	実地監査 平成19年10月2日 平成19年10月3日
内水面水産試験場	平成19年11月22日	加藤 雅美	音高 純夫	実地監査 平成19年10月10日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

- 指摘事項
- ・農産物売払代金収入の調定事務に適切でないものがある。

「事実」

浜地域研究所においては、甲農業協同組合と平成18年度産米の穀類売買契約を締結し、12月28日に「ひとめぼれ（1等米）」108袋（30kg/袋）を引き渡し、同日売払代金の収入調定（金額708,696円）を行ったが、甲に対し発行すべき納入通知書を職員A宛てに発行した上、当該通知書を甲に送付した。甲は当該通知書により代金を納付した。

また、有限会社乙商店に対しても「コシヒカリ」（ほか1,727kgの米穀を引き渡し、収入調定（金額265,950円）を行ったが、同様に職員A宛てに納入通知書を発行・送付し、乙は当該通知書により代金を納付した。

「是正・改善等の意見」

農産物売払代金の収入調定に当たっては、納入義務者等必要事項について十分に確認を行うとともに内部チェックの徹底を図ること。

- ・通勤手当の支給に適切でないものがある。

（農業総合センター）

「事実」

職員A他3名に係る通勤手当について、高速自動車国道を利用しない日数が1月の勤務を要する日のうち7日を超えているにもかかわらず、高速自動車国道等利用職員とした通勤手当額を支給している。

正当支給額 149,300円
既支給額 310,737円
過支給額 161,437円

「是正・改善等の意見」

通勤手当の支給に当たっては、支給要件を十分確認の上、適正に行うこと。

（農業総合センター）

- ・委託料の支出に係る事務処理に適切でないものがある。

「事実」

残留農薬分析機器の保守点検業務は、委託料を2分の1ずつ2期に分けて支払う契約としていたが、このうち第2期分について、業務の履行を確認したものの、支出手続を行わないまま出納整理期間を経過したため、当該年度予算による支払いが不能となり、平成19年5月25日に過年度支出している。

業務名 トリプルスケージ四重極GC/MS/MSS装置保守点検業務委託
契約額 1,890,000円

契約期間 平成18年4月1日～平成19年3月31日

当該年度支払額（第1期支払分）945,000円（平成18年11月9日支払）
翌年度支払額（第2期支払分）945,000円（平成19年5月25日支払）

「是正・改善等の意見」

委託料の支出に係る事務処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行

うとともに、チェック体制の強化を図ること。

(農業総合センター)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
- 指導事項
 - ・ 農業改良資金貸付金元金収入に収入未済（1件2,298,000円）がある。（相双農林事務所）
 - ・ 請負工事における最低制限価格の設定に適切でないものがある。（相双農林事務所）
 - ・ 扶養手当が過支給（1人57,200円）となっている。（農業総合センター）
 - ・ 人工授精牛の用途廃止に伴う売却時に、予定価格の設定、契約書の作成をしていない。（農業総合センター）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
奥南建設事務所	平成19年10月25日	小松山善継	高野 宏之 実地監査	平成19年9月25日 平成19年9月26日
相双建設事務所	平成19年10月23日	加藤 雅美	音高 純夫 実地監査	平成19年9月12日 平成19年9月13日
いわき建設事務所	平成19年10月24日	加藤 雅美	音高 純夫 実地監査	平成19年9月18日 平成19年9月19日
相馬港湾建設事務所	平成19年11月20日	加藤 雅美	音高 純夫 実地監査	平成19年10月12日
奥北流域下水道建設事務所	平成19年11月12日	小松山善継	高野 宏之 書面監査	平成19年10月10日
奥中流域下水道建設事務所	平成19年11月21日	加藤 雅美	音高 純夫 実地監査	平成19年10月5日
木戸ダム建設事務所	平成19年11月27日	小松山善継	高野 宏之 書面監査	平成19年10月11日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。
- 指摘事項
 - ・ 契約の事務手続に適切でないものがある。

「事実」

電源立地促進工事（道路改良工事）において、平成18年8月28日付で当初請負額21,000,000円が契約した。その後、平成19年2月5日付で、家屋への進入路を変更計上するなどの理由で設計変更を行った結果、道路改良工事の変更増額分を含め変更請負額が31,030,650円に増額された。

この進入路工事は道路改良工事との距離が相当程度離れており、本道路改良工事との契約の一体性がないものであり、本来別途契約とすべきところを設計変更で処理している。

「是正・改善等の意見」

契約（設計図書の変更）の事務手続に当たっては、変更の内容、規模等を勘察し、適正に行うこと。

(相双建設事務所)

- ・ 河川占用許可に係る事務処理に適切でないものがある。

「事実」

鯉川及び新川外7河川に係る甲株式会社及び乙株式会社に対して既に許可している光ケーブルについて、甲株式会社から乙株式会社への光ケーブル事業移管に伴う河川法上の事務手続において、平成19年3月に決裁日を平成18年4月1日に適及し、重複した占用許可及び工作物の新築等許可を行い、占用料も重複して納入させた。

ア	甲株式会社	平成12年7月31日	許可期限 平成22年3月31日
イ	乙株式会社	平成12年7月31日	許可期限 （持ち分192芯/200芯） 平成22年3月31日
ウ	乙株式会社	平成18年4月1日	許可期限 （持ち分8芯/200芯） 平成28年3月31日
	占用料		
	0円		
	78,250円		
	78,250円		
	ア・イとウが重複している。		
エ	甲株式会社	平成11年3月17日	許可期限 平成20年3月31日
			（持ち分592芯/600芯）
オ	乙株式会社	平成11年3月17日	許可期限 平成20年3月31日
			（持ち分8芯/600芯）
カ	乙株式会社	平成18年4月1日	許可期限 平成28年3月31日
	占用料		
	0円		
	18,000円		

18,000円
エ・オとカが重複している。
「是正・改善等の意見」
河川占用許可に係る事務処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに許可状況を十分確認すること。
(いわき建設事務所)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・土地使用料について、4月1日に調定すべきところ6月1日に調定している。(県南建設事務所)
- ・甲市に係る土木建設事業市町村負担金について、減額調定及び戻出命令がされていない。(県南建設事務所)
- ・土木建設事業市町村負担金について、12月補正により負担金額が決定され、本庁から通知があったにもかかわらず、市町村への協議を3月に行い調定の時期が遅延したため、収入も遅れている。(県南建設事務所)
- ・道路敷占用料の調定において、電柱の許可本数の記載誤りがあったため、調定もれ(平成15年度分より延べ10本12,000円)がある。(県南建設事務所)
- ・使用料及び手数料(179件3,339,983円)が収入未済になっている。(県南建設事務所)
- ・証紙収入報告が過少(35件1,031,000円)となっている。(県南建設事務所)
- ・工事の設計積算において、冬期率による現場管理費率等を補正しなかったため、過小積算(604,800円)となっている。(県南建設事務所)
- ・使用料及び手数料(36件466,254円)及び諸収入(1件240,154円)が収入未済になっている。(相双建設事務所)
- ・使用料及び手数料(376件5,885,804円)及び諸収入(5件1,498,635円)が収入未済になっている。(いわき建設事務所)
- ・県営住宅使用料(平成19年3月分)の返還処理(8月返還)が遅れている。(いわき建設事務所)
- ・休日勤務について代休日の指定をすべきところ、週休日の振替をしている。(相馬港湾建設事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 教育庁

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日

県北教育事務所	平成19年10月23日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成19年9月12日 平成19年9月13日
県中教育事務所	平成19年10月23日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成19年9月20日 平成19年9月21日
相双教育事務所	平成19年10月24日	加藤 雅美	音高 純夫	実地監査	平成19年9月6日 平成19年9月7日
図書館	平成19年11月20日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成19年10月5日
美術館	平成19年11月20日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成19年10月4日
博物館	平成19年11月22日	加藤 雅美	音高 純夫	実地監査	平成19年10月12日
福島工業高等学校	平成19年11月12日	加藤 雅美	音高 純夫	書面監査	平成19年10月5日
郡山北工業高等学校	平成19年11月21日	加藤 雅美	音高 純夫	実地監査	平成19年10月12日
相馬農業高等学校	平成19年11月20日	加藤 雅美	音高 純夫	実地監査	平成19年10月10日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないように適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・現金の取扱事務に適切でないものがある。

「事実」

現金の収納に十分な注意を払わなかったため、現金等納付書により、「3年生の7・8月分の授業料」として18,600円が誤って二重に納入された形となっているが、会計帳票及び保護者への調査によっても納入者の確認ができないままとなっている。

「是正・改善等の意見」

現金の取扱事務に当たっては、関係規程により適正に行うとともに、内部でのチェック体制の徹底を図ること。

(相馬農業高等学校)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・扶養手当が過支給(1件15,000円)になっている。(県北教育事務所(大森小学校))

- ・超過勤務手当が不足支給（4人96,048円）になっている。（県中教育事務所）
- ・旅費の支給が3か月以上遅延している。（県中教育事務所（柴宮小学校））
- ・超過勤務手当が過支給（3人46,636円）になっている。（相双教育事務所）
- ・購入した電動書架について、既設の公有財産として管理している電動書架と一体的に管理すべきであるにもかかわらず、公有財産への編入手続きを行っていない。（図書館）
- ・超過勤務手当が不足支給（1人11,248円）になっている。（図書館）
- ・超過勤務手当が過支給（4人39,352円）になっている。（美術館）
- ・工事請負の入札について、指名業者の商号及び住所が変更されているにもかかわらず、旧商号及び旧住所のまま入札に参加させ、落札している。（博物館）
- ・工業業者からの電気料及び水道料の徴収を遅延してまとめて測定している。（相馬農業高等学校）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 警察本部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
郡山警察署	平成19年11月21日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成19年10月3日
南相馬警察署	平成19年11月12日	加藤 雅美 音高 純夫	書面監査	平成19年10月11日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・嘱託員の付加報酬が不足支給（1人31,627円）となっている。（郡山警察署）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

監査公表第2号

平成19年11月13日監査公表第23号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年2月15日

福島県監査委員 小松山 善 継
福島県監査委員 加 藤 雅 美

福島県監査委員 小松山 善 継
福島県監査委員 加 藤 雅 美
福島県監査委員 音高 純夫
福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県監査委員 音高 純夫
福島県監査委員 高野 宏之
19財第6176号
平成19年12月28日

福島県知事 佐藤 雄平 閣

定期監査の結果について（通知）

平成19年11月1日付け19福監第472号で報告あったこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
総務部会津地方振興局
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
(過払い及び不払い) 職員の手当の支給に適切でないものがある。 1 職員Aに係る住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、福島市から会津若松市への転居に伴う各手当の認定誤り及び入力漏れのため、過不足支給となっている。	過不足支給となった平成19年1月から3月までの各種手当につきましては、平成19年10月5日までに返納処理を行いました。
住居手当 正当支給額 27,000円（2月、3月分） 既支給額 54,000円（ ” ” ） 過支給額 27,000円（ ” ” ）	
通勤手当 正当支給額 104,300円（1月～3月分） 既支給額 140,200円（ ” ” ） 過支給額 35,900円（ ” ” ）	
単身赴任手当 正当支給額 58,000円（2月、3月分） 既支給額 0円（ ” ” ）	

<p>2 職員Bのほか8名に係る週休日の振替勤務に伴う100分の25の超過勤務手当が支給されておらず、不足支給となつてい</p> <p>る。</p> <p>正当支給額 47,940円</p> <p>既支給額 0円</p> <p>不足支給額 47,940円</p>	<p>不足支給となった超過勤務手当につきましては、平成19年9月20日までに追給処理を行いました。なお、今後は、このようなことのないよう事務の適正な執行に努めます。</p>
---	--

定期監査に係る措置状況について

1 監査対象

総務部財務領域

2 検討事項及び措置の状況について

検 討 事 項	措 置 状 況
<p>県有財産の土地の評価については、平成18年の評価替えから、県有地の近傍類似地の1㎡当たりの市町村の固定資産税評価額を単価に県有地の面積及び時価倍率1.43を乗じて算出しているが、県有地は庁舎敷地、学校敷地など周辺の一般的な土地利用の面積と比べて大きな面積であり、同形態の近傍類似地が存在しない場合、あるいは、近傍類似地との個別格差が大きい場合が多く、適正に土地が評価されていない可能性が高い。</p> <p>また、平成18年の県有財産の評価替えは、5年ごとに3月31日の現況で行うため、平成18年3月31日現在の固定資産税の評価額で実施したが、市町村の固定資産税の評価替えは3年ごとに実施され、直近では平成17年1月1日基準日で評価替えが行われている。しかしながら、市町村への固定資産税の調査など実際の評価替えの作業は平成17年の夏に行われ、市町村からの固定資産税評価額の回答は前回の基準日である平成14年1月1日基準日での回答となっており、県有財産の土地の評価額は平成14年1月1日の固定資産税の基準で</p>	<p>県有財産の土地の評価については、不動産鑑定評価基準や土地価格比率表等を参考として、個別格差を考慮した評価システムの導入について検討することとし、次回の評価替えから、個別格差を考慮した補正基準等を策定して作業を行う。</p> <p>また、評価替えの時期については、次回を平成22年3月（1年前倒し）とし、以降、固定資産税評価額の評価替えの時期に合わせて、現行「5年ごと」を「3年ごと」とする。</p>

実施したことになり、市町村の評価と3年のずれが生じている。毎年地価が下落する状況の中、県は3年前の時価が高い時点を基準に評価しており、時価倍率1.43では、時価を超える危険性が高い。

これらのことから、行政財産の使用料や県有地の貸付料等の基礎ともなる県有財産の土地の評価について、近傍の固定資産税評価額との格差を是正する合理的な方法や適時・適正に評価できるようなシステムの構築について検討を要する。

定期監査に係る措置状況について

1 監査対象

企画調整部情報統計領域

2 検討事項及び措置の状況について

検 討 事 項	措 置 状 況
<p>(事務事業の執行)</p> <p>申請・届出オンラインシステムについて、利用者の利便性を向上させ利用促進を図るよう検討を要する。</p> <p>(検討を要する事項)</p> <p>申請・届出オンラインシステムは、県民や企業等が県及び市町村に対する各種申請や届出等を、インターネットを利用したオンラインで行うことにより、利用者の利便性向上と行政側の事務の簡素化・効率化を図ることを目的に、市町村との共同事業として平成17年1月に運用を開始した。</p> <p>当該システムは、県が189、市町村が167の手続きを対象として運用を開始したが、システムの利用状況を見ると、平成18年度末までの利用件数は、県が648件、市町村が176件の合計824件に止まっており、また、対象手続きの中には利用実績が皆無又は数件未満のものも多くあるなど、導入目的の実現には程遠</p>	<p>申請・届出オンラインシステムについては、現在、県が173、市町村が167の手続きで運用しており、これまで、県と市町村で構成する福島県申請・届出オンラインシステム運営協議会の検討を踏まえ、代理申請機能の追加や、受付時間の24時間化といった利便性の向上を図ってきたほか、各団体へのチラシ・ポスターの配付、テレビ・ラジオ・ホームページ等の活用、各種説明会における広報等を行ってきたところですが、今年度中に県の「オンライン利用促進計画」を策定するとともに、市町村に対しても同計画の策定について働きかけを行い、一層の利用促進を図ります。</p> <p>利用促進計画の策定に当たって</p>

<p>い利用実績となっている。</p> <p>その原因として、利用に際して本人確認のセキュリティレベルが高いこと、添付資料は別途郵送とするものが多いこと、交付物は窓口交付又は郵送としているものがあるなど、利用者側の利便性向上を妨げる要因が挙げられる。</p> <p>このシステムの構築と運用に係る経費は、平成21年12月末までの5年間の運用期間を推算し約8億円で、これを県と市町村が負担しているが、当該期間の中間時点に至ったことから投下費用と事業効果の側面も考慮し、また、これまでの利用実績及び問題点等も踏まえて、個々の対象手続きについて利用者の利便性を向上させる具体的な改善策を講ずることなど、利用促進に向けた対応策の検討を要する。</p>	<p>は、既存の対象手続のうち、オンライン上で申請・届出が完結するなどの利用者にとって特に高い利便性が見込まれる手続をオンライン利用促進対象手続に選定し、手続所管部局と情報化推進部局とが十分に連携を取りながら、オンライン利用を推進するための業務見直しや、年度ごとのオンライン利用率の目標値を設定するなど、効果的な広報活動と併せて利用促進に向けた対応に取り組みます。</p>
---	--

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
保健福祉部保健福祉総務領域・自立支援領域
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(内部牽制) 予算の執行体制において内部牽制が機能していない。 (事実の概要) 平成18年度の歳入の測定において、十分なチェックを行わず事務処理がなされたため、歳入科目(節)に誤りが生じている。</p> <p>【今回の測定(節・額・年月日)(誤)】 【本来の測定(節・額)(正)】</p> <p>(1) 精神障がい者福祉費補助金 112,296,616円 19年3月20日</p> <p>(2) 精神障がい者福祉費補助金</p>	<p>事務を担当する自立支援領域としては、予算の執行に当たり、歳入測定における科目誤り等が生ずることのないよう、各担当の確認に加え、関係する担当者間の十分な連携を図るとともに、各主任、副主任、主幹による確認を徹底し、内部チェック機能を強化すること</p> <p>・精神保健福祉費補助金 112,296,616円</p> <p>・精神障がい者福祉費補助金</p>

<p>194,036,000円 19年3月23日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者福祉費補助金 187,614,000円 ・身体障がい者福祉費補助金 1,572,000円 ・知的障がい者福祉費補助金 4,850,000円 	<p>としました。</p> <p>さらに、主管領域である保健福祉総務領域としても、国と県の予算科目対応表を作成し、予算編成時及び収入測定時に二重にチェックを行い、予算執行に当たり誤り等が生じることのないよう、内部牽制機能を強化することとしました。</p>
<p>(3) 身体障がい者福祉費補助金 61,067,000円 19年3月28日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者福祉費補助金 19,588,000円 ・障がい福祉総務費補助金 24,743,000円 ・知的障がい者福祉費補助金 2,591,000円 ・精神障がい者福祉費補助金 11,204,000円 ・精神保健福祉費補助金 2,941,000円 	
<p>(4) 児童福祉総務費補助金 7,354,000円 19年3月23日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人保護費補助金 7,354,000円 	
<p>(是正、留意・改善の意見) 予算の執行に当たっては、厳正な事務処理を行うよう内部牽制機能の強化に取り組む等、万全の執行体制を確立すること。</p>	

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
保健福祉部自立支援領域
- 2 検討事項及び措置の状況について

検 討 事 項	措 置 状 況
<p>(収入未済) 保健福祉事務所等における債権管理及び滞納金徴収事務は「社会福祉施設等入所費負担金徴収促進要綱」に規定するところにより実施されているが、社会福祉施設等入所費負担金(児童福祉施設入所費負担金)の収入未済</p>	

が、現年度・過年度ともに増加する傾向にあることから、滞納金の管理及び徴収方法について検討を要する。

(検討すべき事項)

- 1 徴収の美態について調査・確認した上で、円滑な徴収事務執行体制の構築
また、滞納案件全体に対する具体的な徴収方法を示す等、徴収事務の標準化

- 1 各保健福祉事務所、各児童相談所及びいわき地方振興局担当者で左記内容に関する会議を開き、各担当の意見を取り入れた上で、今年度中にマニュアル等を作成し、事務の標準化を図るよう検討します。

- 2 「社会福祉施設等入所費負担金滞納者カード」作成・管理対象の拡大
〔「継続的な指導を要する者」に限定した取扱いの見直し〕

- 2 上記会議に連動して、「社会福祉施設等入所費負担金滞納者カード」の作成・管理対象範囲を検討します。

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
農林水産部経営支援領域
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>・歳入の調定期間に適切でないものがある。 「事実」 財団法人甲からの中山間地域特産物等生産支援対策事業資金の返納について、負担金相当額返納の納入手続を執るよう依頼通知があった際に直ちに調定を行うべきところ、12月の補正予算の後に調定を行い、3か月以上遅延している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 返納通知 平成18年8月18日 2 歳入の調定 平成19年1月23日 <p>調定額 614,340円 納期限 平成19年2月16日</p>	<p>歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき、収入の原因が発生した時点で速やかに調定を行うよう調定期間の適正執行を徹底し、県歳入の早期収入確保に努めます。</p>

収入年月日 平成19年2月7日
「是正・改善等の意見」
歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に行い、早期収入を図ること。

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
農林水産部いわき農林事務所
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>・工事の設計に適切でないものがある。 「事実」 潜水防除事業川中子地区排水機場下部工の設計において、上部建築物が当初計画から変更となり構造・階数が変わったため下部工に加わる荷重が一部増加する結果となったが、変更後の下部工構造の再計算がなされていなかった。 「是正・改善等の意見」 設計に当たっては、関係規程に基づき適正に行い、チェック体制の強化に努めること。</p>	<p>平成20年度施行予定の上部建築物の委託設計において、当初計画では2階建てで計画していたが、コスト削減等から詳細に検討した結果、1階建てに見直したもので、この段階で平成15年度に実施した2階建ての構造計算を基に下部工への影響をチェックし、安定を確認して今回の構造・階数に決定しました。 しかし、検討したものが杭基礎工を含めた下部工全体の構造計算書として整理されていなかったため、これについては、外部委託して今年度中に取りまとめます。 なお、今後このようなことがないようチェック体制を強化し、適正な事務執行に努めます。</p>

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
農林水産部生産流通領域
- 2 検討事項及び措置の状況について

検 討 事 項	措 置 状 況

<p>・補助事業の実績確認について検討を求めた。 家畜導入事業資金供給事業について、県北農林事務所において補助事業者甲町からの実績報告が4年間にわたり基金残高に相違があるままなされていたことが、甲町の当該事業が終了するため残高証明書を徴取したことから判明した。 (甲町)</p> <p>平成14年度末基金現在高 実績報告額 1,529,911円 預金通帳残高 1,518,082円 相違額 11,829円 から</p> <p>平成17年度末基金現在高 実績報告額 2,498,622円 預金通帳残高 2,486,793円 相違額 11,829円 まで</p> <p>基金造成を伴う本事業については、補助業者に基金の預金管理を厳格に行わせることが重要である。 このため、実績報告に当たって残高証明書又は預金通帳残高の写しを添付させるなど、基金管理状況を確実に確認できるよう、事業実施要領の改正等について検討を要する。</p>	<p>家畜導入事業資金供給事業の実績報告に当たっては、今後、実施要領に基づく実績報告様式の添付書類として、基金管理台帳の写しや報告時における基金残高を証する書面を追加するなどし、基金管理状況を確実に確認できるように見直しを行います。</p>
---	--

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
県中建設事務所
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(調定の時期遅延) 歳入の調定期間に適切でないものがある。 (事実の概要) 国道改築事業国道288号富久山橋に対する工作物の添架に係る負担金について、甲株式</p>	<p>負担金の徴収に係る事務事業については、関係するグループが緊密に連絡を取り、原則として事業着手する前に負担金納入とする協定を締結するとともに、調定期間の適正を図り、早期収入に努めて</p>

会社との費用負担協定締結後直ちに調定すべきところ、3か月以上遅延している。

<ol style="list-style-type: none"> 1 協定書締結年月日 当初協定 平成18年7月11日 (甲株式会社負担額2,833,950円) 変更協定 平成18年12月4日 (甲株式会社負担額2,224,950円) 2 歳入調定 調定年月日 平成19年2月5日 調定額 2,224,950円 納期限 平成19年2月28日 収入年月日 平成19年2月23日 <p>(是正、留意・改善の意見) 負担金徴収に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に調定するとともに、早期収入を図ること。</p>	<p>まいります。</p>
--	---------------

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
会津若松建設事務所
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(その他収入事務) 負担金徴収の事務手続きに適切でないものがある。 (事実の概要) 都市計画画道路街路事業に伴う西若松駅前西口駅前広場の工事に係る甲市の費用負担について、原則として事業着手前に負担金納入とする協定書を締結後直ちに調定を行い早期収入を図るべきところ、工事費精算書に基づき負担金を納入させる協定書を締結し、歳入の調定が工事費精算を行う変更協定時まで遅延している。</p>	<p>今後事業実施に伴い負担金を徴収するにあたっては、関係するグループが緊密に連絡をし、原則として事業着手前に負担金納入とする協定書を締結するとともに調定期間の適正を図り、早期収入に努めてまいります。</p>

<p>1 協定書締結年月日 当初協定 平成18年7月4日 (甲市負担額50,000,000円) 変更協定 平成19年3月30日 (甲市負担額49,999,950円)</p> <p>2 歳入の調定 調定年月日 平成19年3月30日 調定額49,999,950円 納期限 平成19年4月30日 収入年月日 平成19年4月23日</p> <p>(是正、留意・改善の意見) 負担金徴収の事務手続きに当たっては、関係規程に基づき適正に行い、早期収入を図ること。</p>	
---	--

- 1 監査対象
喜多方建設事務所
定期監査に係る措置状況について
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(その他の事務事業) 許可に係る事務処理に適切でないものがある。</p> <p>(事業の概要) 株式会社甲の給油所等設置に係る港湾施設について、使用許可手続きがなされないままに使用させ、平成18年11月に決裁日を4月1日に遡及して使用許可を行っている。</p> <p>1 施設使用面積 62㎡ 2 使用許可年月日 平成18年4月1日 (是正、留意・改善の意見)</p>	<p>今回ご指摘の港湾施設の使用許可に関しては、給油施設の許可申請に係る添付書類が不備のため再提示を指示しました。その提示が遅れて出てきたため、事務処理の時期を逸してしまい遅れてしまったものであります。</p> <p>他の港湾施設の使用許可を出している箇所と整合性を図るため、決裁日を遡及したものであります。今後は、かかることのないよう十分注意し、適正な許可事務に努めてまいります。</p>

許可に係る事務処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

- 1 監査対象
あぶくま高原自動車道建設事務所
定期監査に係る措置状況について
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(過払い及び不足払い) 職員手当の支給に適切でないものがある。</p> <p>(事実の概要) 1 職員Aに係る通勤手当が過支給となっている。</p> <p>(1) 高速自動車国道等利用職員にあつては、1か月のうち、利用しない日数が7日を超えたとき、翌月に高速自動車国道等利用職員以外の職員として手当を支給することになっているにもかかわらず、利用回数等の確認を行わなかったため、4月から10月までの通勤手当が過支給となっている。</p> <p>正当支給額 360,287円 既支給額 431,558円 過支給額 71,271円</p> <p>(2) 通勤方法の変更に伴う通勤手当届が提出され11月から認定したにもかかわらず、1か月遅れて支給開始をしたため、過支給となっている。</p> <p>正当支給額 42,200円 既支給額 64,893円 過支給額 22,693円</p> <p>2 職員Bに係る扶養手当について、事実の発生日(初日)から15日を経過した後、申</p>	<p>過支給となった平成18年4月から10月までの通勤手当につきまして、平成19年8月30日までに返納処理を行いました。</p> <p>過支給となった平成18年11月分の通勤手当につきましては、平成19年8月30日までに返納処理を行いました。</p> <p>過支給となった扶養手当につきましては、平成19年8月8日まで</p>

<p>請書が提出されたにもかかわらず、事実発生日の月から支給したため、過支給となっている。</p> <p>正当支給額 0円 既支給額 13,000円 過支給額 13,000円</p> <p>3 職員Cほか25名の週休振替に伴い、勤務日となった日の超過勤務手当の支給割合を100分の125で支給すべきところ、100分の135で支給し、さらに、15分の休憩時間を含めて超過勤務手当を支給したため、過支給となっている。</p> <p>正当支給額 6,032,974円 既支給額 6,114,802円 過支給額 81,828円 (是正、留意・改善の意見) 職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認の上、チェック体制を確立し、適正を行うこと。</p>	<p>に返納処理を行いました。</p> <p>過支給となった超過勤務手当につきましては、平成19年8月30日までに返納処理を行いました。 なお、今後は、このようにならないよう職員手当等の支給に当たっては、支給要件等を十分確認の上、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
--	---

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
出納局
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>予算の執行に適切でないものがある。証紙収入整理特別会計において、予備費を充当してもなお歳出予算を上回る需要が生じたため、平成18年度第4四半期にかかる振替支出の一部を平成19年度において歳出する取り扱いとした。</p> <p>土木部手数料 正当振替額 (需用額) 24,300,170円 振替実施額 15,171,170円 差額 (19年度歳出とした額) 9,129,000円</p>	<p>今後は、各部との連携をより一層密にし、適正な予算確保に努めます。</p>

監査公表第3号

平成19年11月13日監査公表第23号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。
平成20年2月15日

<p>福島県監査委員 小松山 善 継 福島県監査委員 加 藤 雅 美 福島県監査委員 音 高 純 夫 福島県監査委員 高 野 宏 之</p>	<p>福島県監査委員 小松山 善 継 福島県監査委員 加 藤 雅 美 福島県監査委員 音 高 純 夫 福島県監査委員 高 野 宏 之</p> <p>19教総第1101号 平成19年12月28日</p>
--	--

福島県教育委員会委員長 関

定期監査の結果に係る措置状況について (通知)

平成19年11月1日付け19福監第472号で報告のありました定期監査の結果については、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 監査対象公所
教育指導領域 (指摘)
- 2 指摘事項及び措置の状況について
別紙のとおり

教育指導領域

(別紙)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 (内部牽制) 歳出予算の執行において内部牽制が機能していない。</p> <p>(事実の概要) 平成18年4月1日から19年2月にかけて特</p>	<p>左記の指摘事項については、平成19年8月31日付けでの支払手続を行いました。 また、未払い防止のため、事業担当者と支出担当者の双方で確認</p>

<p>別支援教育グループが開催した13の会議において、出席した外部委員A(ほか14名)に対して報償費及び旅費について未払いがある。</p> <p>(報償費) 19件 254,000円 (外部委員A(ほか11名分) (旅費) 24件 74,995円 (外部委員A(ほか13名分) (合計) 43件 328,995円</p> <p>(是正、留意・改善の意見) 予算の執行に当たっては、チェック機能の強化を図り、関係規程に基づき適正に処理すること。</p>	<p>することを目的とする「支出確認簿」を新たに作成するとともに、管理職員等によるチェックの徹底など、組織として内部牽制機能の強化を図りました。</p> <p>今後は、このようなことがないよう事務の適正な執行について、管理を徹底してまいります。</p>
---	--